

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき  
雇用保険率を変更する告示の制定について

職業安定局雇用保険課

1 趣旨

- 平成 22 年度の雇用保険料率については、
- ・ 失業等給付に係る雇用保険料率について、積立金の状況を勘案し、原則 16/1000 であるところ、弾力条項（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 12 条第 5 項）により 12/1000 に引き下げる  
 （参考）平成 21 年度の保険料率は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 5 号）により、1 年限りの特例措置として 8/1000 とされたところ。
  - ・ 雇用保険二事業に係る雇用保険料率について、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」により、特例的に弾力条項（徴収法第 12 条第 8 項）を発動しないこととし、3.5/1000 とする
- ことから、雇用保険料率を告示する必要がある。

2 告示の概要

- 平成 22 年度の雇用保険料率について、15.5/1000（農林水産業及び清酒製造業については 17.5/1000、建設業については 18.5/1000）とする。

<平成 22 年度の雇用保険料率>

（ ）内は平成 21 年度

	雇用保険料率	失業等給付に係る保険料率			二事業に係る保険料率
		労働者負担	事業主負担		
一般の事業	15.5/1000 (11/1000)	12/1000 (8/1000)	6/1000 (4/1000)	6/1000 (4/1000)	3.5/1000 (3/1000)
農林水産・清酒製造業	17.5/1000 (13/1000)	14/1000 (10/1000)	7/1000 (5/1000)	7/1000 (5/1000)	3.5/1000 (3/1000)
建設業	18.5/1000 (14/1000)	14/1000 (10/1000)	7/1000 (5/1000)	7/1000 (5/1000)	4.5/1000 (4/1000)

3 適用日

平成 22 年 4 月 1 日